

平成二十一年一月二十三日受領  
答 弁 第 二 三 号

内閣衆質一七一第二三号

平成二十一年一月二十三日

内閣総理大臣 麻 生 太 郎

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出フランスの教科書における竹島の表記変更に係る政府の対応等に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の教科書に関する報道を最初に承知したのは、御指摘の大使館ではない。

五、六及び九から十一までについて

先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号）二から七まで、十、十一、十三及び十四について述べたとおり、外務省として、御指摘の出版社に対し、事実関係の確認を求めるとともに、竹島の領有権に関する我が国の立場を申し入れてきているが、それ以上の詳細については、当該出版社との関係もあり、お答えを差し控えたい。また、先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号）八及び九について述べたとおり、仮定の御質問についてお答えすることは差し控えたいが、政府として、竹島の領有権の問題に関する我が国の立場を主張し、問題の平和的解決を図る上で、有効な方策を不断に検討してきているところである。

七及び八について

先の答弁書（平成二十一年一月九日内閣衆質一七〇第三六九号）二から七まで、十、十一、十三及び十四について述べたとおり、フランス共和国政府に対しても、竹島の領有権に関する我が国の立場を申し入れてきているが、同国政府との関係もあり、同国政府の回答につきつまびらかにすることは差し控えた

い。